

健生食輸発0124第2号
令和6年1月24日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産シソクサのイプロベンホス、トリシクラゾール及びヘキサコナゾール、タイ産ニオイタコノキのピリダベン及びヘキサコナゾール並びに中国産きくらげのイミダクロプリド)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年1月5日付け健生食輸発0105第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産シソクサのイプロベンホス、トリシクラゾール及びヘキサコナゾールについて、検査命令を解除したことから、令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、タイ産ニオイタコノキのピリダベン及びヘキサコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、中国産きくらげのイミダクロプリドについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年 1月24日	ベトナム	シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イプロベンホス)	
			残留農薬(トリシクラゾール)	
			残留農薬(ヘキサコナゾール)	